

令和5年第4回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和5年4月18日、午前9時30分から、消防署3階講堂において、令和5年第4回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）
今泉 浩史
吉田 伸幸
三戸 美代子
北川 英一

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
教育指導担当部長	岸 知聡
教育総務課長	長崎 健
学務課長	佐藤 由美子
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	工藤 紀
生涯学習課公民館担当課長	小川 由紀夫
学校給食課長	中島 英
図書館課長	久野 由人

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 千代 菜摘

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第18号議案
「稲城市教育委員会職員の職名に関する規則及び稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第5 第19議案
「稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」
- (6) 日程第6 第20議案
「稲城市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程」
- (7) 日程第7 第21号議案

- 「稲城市立中学校学校運営協議会委員（令和5年度）の解任及び任命について」
- (8) 日程第8 第22号議案
「稲城市社会教育委員（令和5年度及び令和6年度）の委嘱について」
- (9) 日程第9 第23号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員（令和5年度及び令和6年度）の委嘱について」
- (10) 日程第10 第24号議案
「令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」
- (11) 日程第11 第25号議案
「令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (12) 日程第12 第26号議案
「令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」
- (13) 日程第13 第27号議案
「令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (14) 日程第14 第28号議案
「専決処分の承認を求めることについて（令和5年4月1日付稲城市立小・中学校学校運営協議会委員に任命する者の一部変更）」
- (15) 日程第15 報告事項
- (16) 追加日程第1 第29号議案
「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度教育費補正予算（第1号）の提出について）」

教育長 　ただ今から、令和5年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、吉田委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

- 教育総務課長
- 1 教育委員会後援名義について
 - 2 寄附について
 - 3 令和4年度稲城市教育委員会児童・生徒等表彰式について
 - 4 学校開放事業について（3月分）

- 学務課長
- 1 学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について（3月分）
 - 2 令和5年度小学校入学予定児童の安全帽子の配付について
 - 3 学校給食費未納者への督促状発付について
 - 4 インフルエンザによる稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
 - 5 児童・生徒数・学級数（令和5年3月1日現在）について

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 研修事業について
 - 3 その他について
 - 4 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 文化財の保護と普及について
 - 5 生涯学習推進事業について
 - 6 放課後子ども教室参加状況（2月分）について
 - 7 公民館主催事業の実施状況について
 - 8 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 9 生涯学習課利用統計について（公民館3月分、iプラザ2月分）

- 学校給食課長
- 1 令和4年度給食調理数について
 - 2 立川市学校給食共同調理場視察について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 巡回資料展示会について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 図書館の利用状況（令和5年3月）について

教育長 教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第4 第18号議案から日程第6 第20号議案までを行った後、日程第10 第24号議案から日程第13 第27号議案までを先に行い、その後、日程第7 第21号議案から日程第9 第23号議案まで、日程第14 第28号議案、追加日程第1 第29号議案及び日程第15 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第4 第18号議案「稲城市教育委員会職員の職名に関する規則及び稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案は、稲城市職員の職名に関する規則の一部改正により、次席の職が廃止されたため、稲城市教育委員会職員の職名に関する規則及び稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるもので、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、第18号議案、稲城市教育委員会職員の職名に関する規則及び稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてご説明

をさせていただきます。

では、資料の3ページの議案概要説明書をご覧ください。

まず、概要でございます。

本案は、稲城市職員の職名に関する規則の一部改正により、次席の職が廃止されたことから、市長部局から当該職にある職員の出向が見込まれなくなるため、稲城市教育委員会職員の職名に関する規則及び稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるので、提出するものでございます。

主な改正内容でございます。次ページ、4ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、上の表でございます。

稲城市教育委員会職員の職名に関する規則でございますが、こちら第4条第3号の旧のところに記載されております次席の職について削除をするものでございます。

続きまして、下の表でございます。

稲城市教育委員会事務局処務規則につきましては、旧のほうをご覧くださいまして、第14条第2項及び第15条第2項につきまして、「教育委員会は、必要があると認めるときは、特に高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する」第14条で副係長、第15条で主任「の職を次席と称することができる」との記載がありましたが、こちらの項目ごと削除をするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第18号議案「稲城市教育委員会職員の職名に関する規則及び稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第19号議案「稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改

正する規則」を議題といたします。

本案は、稲城市教育委員会の傍聴に関する遵守事項等を変更するため、稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、第19号議案、稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

資料につきましては、4ページの議案概要説明書をご覧ください。

まず、概要でございます。

本案は、稲城市教育委員会の傍聴に関する遵守事項、傍聴を認めない者等の規定を変更するため、稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する必要があるので、提出するものでございます。

主な改正内容でございます。

まず、第4条関係といたしまして、第4条に規定しております傍聴人の遵守事項について改正を行います。表の形で記載しておりますけれども、新たに規定する遵守事項として、「水分補給を除く飲食又は喫煙をしないこと」、「不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと」、「携帯電話、タブレット端末、パーソナルコンピューターその他の通信機器及び電子情報処理装置を携帯している場合には、音声等を発しないこと」の3項目を追加いたしまして、また廃止する遵守事項として「帽子、襟巻または外套を着ける等無礼の行為をしないこと」、「傘、杖の類を議場に持ち込まないこと」の2項目を削除するものでございます。

こちらの追加する3項目につきましては、稲城市議会及び他市教育委員会の規定を参考にいたしまして、会議の秩序を保つため、また議事の進行が妨げられることを防ぐために必要と思われる項目を追加するものでございます。

また、廃止する2項目につきましては、帽子、防寒具、杖等につきましては、傍聴人のお体の状態によってやむを得ず使用することがあり得ること、また傘、杖につきましては、振り回す等会議が妨害される可能性もございしますが、新たに不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為を禁止の項目として追加していることから、廃止して差し支えないものと考えて項目を削除するものでございます。

続きまして、第5条関係でございます。

傍聴人による会議の様子録音、録画又は撮影を原則禁止することを規定するものでございます。

こちらにつきましては、現行の規則では録音、録画に関する規定が明記されていなかったことから、稲城市議会や他市教育委員会の規定を参考

に、無許可の録音、録画、撮影について禁止する規定を追加するものでございます。

続きまして、第6条関係でございます。

傍聴を許可しない者について、改正を行います。

こちらについても表の形で記載をしておりますが、現行の「会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者」という項目を廃止いたしまして、より具体的に会議の妨害となると認められる項目について、新たに規定をするものでございます。

新たに規定する項目は、稲城市議会や他市教育委員会の規定を参考にいたしまして、記載の5項目でございます。

続きまして、第8条関係でございます。

こちらにつきましては、5ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

まず、6ページをお願いいたします。

6ページの右側、旧のほうでございます。こちらの第7条をご覧ください。「会議の秩序を乱し、または会議を妨害する傍聴人があるときは、教育長は、これを制止し、なお聴かないときは、退場をさせることができる。」とございますが、会議の秩序を乱し、または会議を妨害する傍聴人への対応につきましては、新のほうで、こちら5ページのものとしたしまして、表の左側の第4条第8号でございます。「前各号に掲げるもののほかは、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと」ということで、こちらのほうで第7条の規定に関する項目を追加していることから、新の第8条につきましては内容を、「傍聴人がこの規則に違反するときは、教育長は、これを制止し、聴かないときは、退場させることができる」との文言に整理させていただいているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

三戸委員。

三戸委員 第6条の(6)について質問ですが、ほかの項目は比較的かなり具体的な、誰が客観的にということ判断できるものなんですが、異様な服装というのは、かなり主観的な判断で変わるかなと思います。例えば、教育長が判断するもの等としたほうがよいのか、また、議会等で既にある規定からということだったので、その辺のご意見をお聞きしたいなと思います。よろしく申し上げます。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 「異様な服装をしている者」ということで、稲城市議会又は他市のほうでかなり多く規定をしているものでございます。こちらにつきましては、会議の妨害となるようなことというのがどういったものかという想定はなかなか難しいところではございますが、会議の妨害又は会議の品位を落とす・乱すというようなところで規定をしているという実情がございまして、そういったところの考えを受けまして今回は規定しているというものでございます。

教育長 三戸委員。

三戸委員 もちろん、規定すること自体は非常に良いと思うんですが、本人がこれ異様でないと思っていた場合にその判断が難しいのではないかという意図で、客観的な他の規定に対して、この規定はかなり主観的な価値判断が伴うので、判断者を明確にする等しておいたほうがいいのではないかという意図の質問でございます。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 委員のおっしゃるとおり、確かに何をもちて異様かというところは非常に難しいところかとは思いますが、こちらの規定を頻繁に使うとか、明らかに誰が見ても異様であり、この会議においてそのような服装であると会議の品位ですとか進行にも影響が出るというような状況でない限りは難しいかと思えます。

こちらを判断するのは会議を主催する教育長になるかとは思いますが、慎重にこちらは判断しなくてはいけない。確かに主観の部分というところがあるもの、外見的に物を持っているというものとはまた違うところでは認識をして、運用については慎重に行っていくべきというところは、委員のご意見のとおりかなと思っております。

教育長 三戸委員。

三戸委員 例えば、この項目だけを「教育長が判断すること」等を付け加えるということは難しいのでしょうか。本当に他のものは、例えば揉めたときに、「あなたこれ持っていますよね」とか、「お酒を飲んでますね」というふうに言えるんですが、これだけはちょっと難しいのではないかなという印象が、一般的な感覚からするとあります。ちょっとその点ご検討いただければいいのではないかなと思えます。

最後、意見です。

教育長 ありがとうございます。

第6条について、確かに客観的な判断ができる項目が(1)から(5)まであるんですが、あまりに客観的判断だけのみできるということだけ規定しておくのも、こちらとしても様々な想定外の場合等に対応をでき得るためには、このような(6)のような規定も必要かなというふうな判断もありまして、このように議案を提出させていただきました。三戸委員のご意見も踏まえまして、この(6)につきましては、考え方としては今申し上げましたようなところですので、ご理解いただければと思います。

三戸委員 第7号で最終的には教育長判断というのがございますので、その辺りが(6)が駄目なら(7)でということでお断りができるのではないかと思います。せっかく改正されるので、ちょっと意見としてお伝えさせていただきます。

教育長 ありがとうございます。
そのほかいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第19号議案「稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第20号議案「稲城市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程」を議題といたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、稲城市公立学校職員服務規程の一部を改正する必要があるもので、提出するものです。

詳細につきましては指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、資料の2ページ以降をご覧ください。

本議案では、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が令和5年4月1日より施行されることに伴い、稲城市公立学校職員服務規程の一部を改正する必要があります。

詳細につきましては、4ページの新旧対照表をご覧ください。

下段には参考としまして、地方公務員法の一部を改正する法律に関する改正箇所を載せさせていただいております。こちら地方公務員法の第28条の5が旧でございまして、新のほうに第22条の4が改正されております。これにより、稲城市公立学校職員服務規程の引用条項を整理いたしました。

以上のとおり、稲城市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、議案を上程させていただく次第でございます。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第20号議案「稲城市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 第24号議案「令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案は、令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるもので、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領案につきましてご説明申し上げます。

小学校の教科用図書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、使用する前年度の8月31日までに採択を行っておりますことから、本案は令和6年度使用教科用図書の採択に向け、採択要領を定めるものでございます。

それでは、項目ごとに簡単にご説明を申し上げます。2

ページをご覧ください。

1 番、目的でございます。

この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小学校において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために必要な事項を定めるといたしました。

2 番、採択の方法でございます。

文部科学省作成による「小学校教科書目録（令和 6 年度使用）」に登載されている教科書のうちから、種目ごとに採用することになります。

3 番、採択の方針でございます。

(1)留意事項として 2 点ございます。

1 点目といたしましては、稲城市立小学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に行うこととあります。

2 点目といたしましては、稲城市の実情において、創意・工夫をすることといたしました。

(2)には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載しております。

(3)といたしまして、調査研究につきましては、主に内容、構成上の工夫、そしてその他（教科ごとの特性や特徴）について調査研究を行うことといたしました。

次をご覧ください。 3 ページです。

(4)といたしまして、十分な調査研究の上、児童用の教科の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択するといたしました。

続きまして、4 番、採択の時期でございますが、令和 5 年 8 月 31 日までに採択を行います。

5 番、採択のための機関・組織・職務でございます。

(1)に教育委員会、(2)に審議会、(3)に調査研究委員会、この 3 つの機関・組織・職務を記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

(2)の審議会につきましては、4 ページでございますが③のところでございます。審議会の定数・組織につきましては、保護者、学識経験者、小学校長から 15 人以内で組織いたします。審議会におきまして調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告いただくものでございます。

さらに、(3)調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行います。

続きまして、5 ページから 6 ページにかけてのところでございますが、留意事項です。

(1)といたしまして、適正な採択を期するため、公表につきましては慎重に取り扱うものいたします。

6 ページの(2)といたしまして、採択、審議、調査研究の際の公正確保のために、記載のとおり 6 項目を定めてまいりたいと存じます。

以下、7、8、9 につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 質問です。この採択要領なんですけれども、例年と比べて何か大きく変更した点等はございますか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 前回の採択要領から変更した点をご説明させていただきますと、まず 4 ページの③定数・組織でございますが、15人以内という表記をさせていただいております。これは小学校長の中には教科書の作成に関わっている先生方もいらっしゃるので、その先生方は審議員にはなれないということがございます。ですので、最大数は小学校の数の12人でございますが、それより減る可能性があるということで、以内とさせていただいております。

また、説明が前後しますが 2 ページをご覧ください。

採択の方針の(3)のところ、新たに「ウ その他」という項目を入れさせていただきました。これにつきましては、教科ごとの特性や特徴、そういったところをより具体的に調査研究していただく必要があるということから、新たに項目を入れさせていただいております。

主立ったところは以上でございます。

今泉委員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第24号議案「令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 第25号議案「令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書
の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案は、令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、教科用図書審議会へ諮問する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問についてご説明を申し上げます。

資料2ページ、3ページの内容となっています。

本案は、稲城市立小学校教材用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、保護者、学識経験者、小学校長から成る審議会に調査研究を諮問するものでございます。

本案をご承認いただきました後に、審議会長に諮問を行い、令和5年7月31日までに審議会から答申をいただき、8月の教育委員会定例会において採択をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第25号議案「令和6年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 第26号議案「令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案は、令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領案につきましてご説明申し上げます。

小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、毎年使用する前年度の8月31日までに採択を行っておりますことから、本案は令和6年度使用教科用図書の採択に向け、採択要領を定めるものでございます。

それでは、項目ごとにご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

1番、目的でございます。

この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、必要な事項を定めるといたしました。

2番、採択の方法でございます。

小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、さらに文部科学省検定外の教科用図書から、種目ごとに採択することになります。

なお、小学校及び中学校の検定教科書、いわゆる通常の学級で使用する教科書が採択された場合には、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用することとなります。

3番、採択の方針でございます。

(1)留意事項としまして3点ございます。

1点目といたしまして、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に行うことである。

2点目といたしましては、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮する。

3点目といたしましては、稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすることといたしました。

(2)には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載しております。

(3)といたしまして、調査研究につきましては主に内容、構成上の工夫、その他（教科ごとの特性や特徴）について調査研究を行うことといたしま

した。

3ページをご覧ください。

(4)といたしまして、十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主たる教材として内容を具備した指導上適切なものを採択するといたしました。

4番、採択の時期でございますが、令和5年8月31日までに採択を行います。

5番、採択のための機関・組織・職務でございます。

(1)は教育委員会、(2)審議会、(3)調査研究委員会、この3つの機関・組織・職務を記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

(2)の審議会につきましては、4ページの③定数・組織でございますが、特別支援学級設置校長6人から組織いたします。

審議会において調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告いただくものでございます。

その下、(3)の調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として、各特別支援学級設置校に調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行います。

5ページの6、留意事項でございます。

(1)といたしまして、公正な採択を期するため、公表につきましては慎重に取り扱うものといたします。

(2)といたしまして、採択、審議、調査研究の際の公正確保のため、記載の6項目を定めてまいりたいと存じます。

6ページ以降の7、8、9につきましては、記載のとおりでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 先ほどの質問と重なってくるんですけども、前回の要領と何か大きく変わった点があれば教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 先ほどの小学校の教科用図書採択要領とほぼ同じでございます。

まず、2ページのところ、3の採択方針の(3)に項目ウを追加しました。こちらも特別支援学級で指導している各教科の特性や特徴、そういった点の調査研究をお願いしたいということで項目を追加しております。

また、4ページのところでございますが定数、先ほど6人と申し上げましたが、記載は「6人以内」になっております。失礼いたしました。こち

らも同様に校長先生方の中には教科書の作成に関わっていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そういった方を除くと6人以内になる場合があるということで、記載を変更しております。

主立ったところは以上でございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

先ほどちょっと申し伝え忘れてしまったんですけど、せっかくこのウのその他の教科ごとの特性や特徴ということのを改めて今回新たにうたっているということなので、またご報告いただくとき、この辺が明確に分かるようにしていただければと思います。

重ねての質問なんですけど、定数6人以内ということで、校長先生とかで教科書の作成等に関わっている人というのは結構多いんでしょうか。我々どのぐらい関わっているのかと全く分からないので。

教 育 長 指導課長。

指導課長 本市におきましては、それほど多いわけではございません。現時点で兼職兼業としての届出をいただいている方は小学校でお二人いらっしゃいます。

以上です。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 分かりました。ありがとうございます。

定数6人以内と、結構みんなが関わっているよということで、6人みんな利害関係が入っていたとなると困るなどか思ったので、あえて質問させていただきました。また、そういったときは改定案を考えていただければいいかなと思います。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

北川委員。

北川委員 先ほどの小学校の教科書の審議会のほうは、学識経験者やPTAが入っていましたが、こちらにはないんですが、その辺のところ再度理由をお聞かせください。

教 育 長 指導課長。

指導課長 特別支援学級の教科用図書につきましては、前段として小学校、中学校それぞれの教科用図書採択を行ってきております。そちらを参考に特別支援学級でそういった教科用図書の採択をするかどうかということをお踏まえておりますので、もう前段としての学識経験者のご意見が反映されている部分も一部あるというのが一つです。保護者等につきましては、審議員にはなっていないかと思いますが、各学校での調査研究の際に保護者の方から直接ご意見等をいただいているので、保護者の方のご意向も反映されているということで、改めての審議員としては任命していないという実情がございます。

以上です。

教育長 北川委員。

北川委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第26号議案「令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書選択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 第27号議案「令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案は、令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるもので、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、資料の2ページ以降をご覧ください。

令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問につきましてご説明申し上げます。

本案は、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、小・中学校の特別支援学級設置校長から成る審議会に調査・研究を諮問するものでございます。

本案をご承認いただきました後に、審議会長に諮問を行い、令和5年7月31日までに審議会から答申をいただき、8月の教育委員会定例会におきまして採択をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第27号議案「令和6年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第27号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第21号議案から日程第9 第23号議案まで、日程第14 第28号議案及び追加日程第1 第29号議案を議題といたします。

第21号議案から第23号議案まで及び第28号議案は人事案件、第29号議案は予算案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第21号議案から第23号議案まで、第28号議案及び第29号議案は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者（指導課長）以外の職員は退席する。

（これより第21号議案から第23号議案まで、第28号議案及び第29号議案は非公開審議）

（非公開審議は別紙）

（これにて第21号議案から第23号議案まで、第28号議案及び第29号議案の非公開審議は終了）

教 育 長 再開いたします。

これより、第21号議案「稲城市立中学校学校運営協議会委員（令和5年度）の解任及び任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第22号議案「稲城市社会教育委員（令和5年度及び令和6年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第23号議案「稲城市立公民館運営審議会委員（令和5年度及び令和6年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第28号議案「専決処分の承認を求めることについて（令和5年4月1日付稲城市立小・中学校学校運営協議会委員に任命する者の一部変更）」を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教育長 挙手全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり承認いたしました。

次に、第29号議案「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度教育費補正予算（第1号）の提出について）」を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教育長 挙手全員であります。よって、第29号議案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第15 報告事項を議題といたします。

本日の報告事項は1件です。

それでは、報告事項1「稲城市立学校適正学区等検討委員会の設置について」を学務課長より説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 タブレット資料の報告事項をお開きください。

稲城市立学校適正学区等検討委員会の設置についてでございます。

まず初めに、1 設置目的。

都市基盤整備の進展に伴うまちなみや道路状況の変化等、子どもたちを取り巻く教育環境が変化する中、市立小中学校の学校規模や通学上の安全性等に配慮した良好な教育環境を確保するため、適正な通学区域等について協議・検討し、その結果を報告していただくものでございます。

委員の構成になります。

委員の構成については、記載のとおりでございます。

学校教育に関し識見を有するもの2人、市立小学校長1人、市立中学校長1人、市立小学校PTA役員1人、市立中学校PTA役員1人、各種団体代表者3人以内、①青少年育成地区委員会、②民生・児童委員、③自治会、この中から3人以内としております。稲城市民2人以内、こちらは現在、公募で募集中でございます。8番目といたしまして、市の職員を1人。

任期といたしましては、委嘱の日から検討結果を教育長に報告した日までとし、おおむね令和5年度及び令和6年度の2年度以内としております。

検討事項といたしましては、記載のとおり市立学校の学区域に関するもののほか、それらに関連するものについて協議・検討していただくこととしております。

会議は年度ごとに3回を予定しております。1回の会議時間は、夜間に2時間程度行う予定としております。なお、これらの会議につきましては、

謝礼規定額といたしまして、交通費込みで源泉徴収ありでお支払いすることとなっております。

次に6番目です。学区変更検討会についてでございます。

当適正学区等検討委員会において、通学区域変更の検討対象区域が示された後、当該区域の対象校、地域の学校関係者及び地域活動関係者による「学区変更検討会」を設置いたしまして、意見等を伺い、その意見を踏まえて再度検討委員会で協議していただくことと考えております。構成メンバーについては、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

7番目といたしまして、令和5年度・令和6年度のスケジュールを大まかではございますが、このような形でお示しさせていただきました。

報告としては、以上でございます。

教 育 長 以上で、報告事項1「稲城市立学校適正学区等検討委員会の設置について」の詳細説明が終わりました。

このように設置して進めていくことを予定していますというご報告ですが、これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

(午前11時8分閉会)